

本件事故当時、栃木県において栃木県産和牛・ニラを主な商品とする飲食業を営んでいた申立人が、本件事故により営業損害を被ったとして損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、栃木県産の和牛及びニラを主として使用していることから、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目 栃木県〇〇市「A」にかかる営業損害

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金30万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月20日

（仲介委員長 太田うるおう、仲介委員 田島二三夫、同 荒井雅彦）